

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	定額減税調整給付金及び定額減税不足額給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は定額減税調整給付金及び定額減税不足額給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度川口市定額減税調整給付金支給事務【令和6年10月31日終了】 令和7年度川口市定額減税不足額給付金支給事務【令和7年11月14日終了】
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、所得税・個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税調整給付金を支給する。 ・公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者住所の照会 ②公金受取口座の照会 令和6年分所得税額の確定に伴い、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)の一環として令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給額に不足が生じる方に対して、定額減税不足額給付金を支給する。 ・公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者住所の照会 ②公金受取口座の照会
③システムの名称	・既存住民基本台帳システム ・共通基盤システム(庁内連携システム) ・中間サーバ ・生活保護システム ・個人住民税システム ・課税資料管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
令和6年度川口市定額減税調整給付金関連情報ファイル及び令和7年度川口市定額減税不足額給付金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 【情報提供】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 福祉部 生活福祉1課
②所属長の役職名	生活福祉1課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う作業は、複数名で行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含むデータは、セキュリティが担保された領域のみで管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	表紙－評価書名	定額減税補足給付金(調整給付)支給に関する事務 基礎項目評価書	定額減税調整給付金及び定額減税不足額給付金支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	実施要綱名変更による事務名称変更及び事務の追加
令和7年6月6日	表紙－個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	川口市は定額減税補足給付金(調整給付)支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	川口市は定額減税調整給付金及び定額減税不足額給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	実施要綱名変更による事務名称及び事務の追加
令和7年6月6日	I 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ①事務の名称	令和6年度川口市定額減税補足給付金(調整給付)支給事務	令和6年度川口市定額減税調整給付金支給事務【令和6年10月31日終了】 令和7年度川口市定額減税不足額給付金支給事務	事前	実施要綱名変更による事務名称変更及び事務の終了、事務の追加
令和7年6月6日	I 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－ ②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、所得税・個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税補足給付金(調整給付)を支給する。 ・公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者住所の照会 ②公金受取口座の照会	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、所得税・個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税調整給付金を支給する。 ・公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者住所の照会 ②公金受取口座の照会 令和6年分所得税額の確定に伴い、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)の一環として令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給額に不足が生じる方に対して、定額減税不足額給付金を支給する。 ・公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①対象者住所の照会 ②公金受取口座の照会	事前	実施要綱名変更による給付金名称変更及び事務の追加による変更
令和7年6月6日	I 関連情報－2.特定個人情報ファイル名	令和6年度川口市定額減税補足給付金(調整給付)関連情報ファイル	令和6年度川口市定額減税調整給付金関連情報ファイル及び令和7年度川口市定額減税不足額給付金関連情報ファイル	事前	実施要綱名変更によるファイル名称変更及びファイルの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月6日	I 関連情報－3.個人番号の利用－法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	法令改正に伴う変更
令和7年6月6日	I 関連情報－4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号利用法第19条第1項第8号 別表第二121項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 【情報提供】 提供なし	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 【情報提供】 提供なし	事後	法令改正に伴う変更
令和7年6月6日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	しきい値判断の再実施による変更
令和7年6月6日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	しきい値判断の再実施による変更
令和7年6月6日	IV リスク対策－8. 入手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年6月6日	IV リスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和8年8月18日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	令和6年度川口市定額減税調整給付金支給事務【令和6年10月31日終了】 令和7年度川口市定額減税不足額給付金支給事務	令和6年度川口市定額減税調整給付金支給事務【令和6年10月31日終了】 令和7年度川口市定額減税不足額給付金支給事務【令和7年11月14日終了】	事後	事務の終了による変更
令和8年8月18日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・共通基盤システム(庁内連携システム) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ	・既存住民基本台帳システム ・共通基盤システム(庁内連携システム) ・中間サーバ ・生活保護システム ・個人住民税システム ・課税資料管理システム	事後	利用システムの追加・廃止に伴う変更